

指定訪問介護重要事項説明書

〔2025年 5月 11日現在〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	一般社団法人 ほほえみ
代表者役職・氏名	代表理事 新井 ベロニカ
本社所在地・電話番号	埼玉県熊谷市押切 2645-15 0485-36-6494
法人設立年月日	2023年 07月 19日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	訪問介護 ほほえみ
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号 1173138635)
所在地	〒360-0111
電話番号	0485-36-6494
FAX番号	0485-36-6494
通常の事業の実施地域	熊谷市・深谷市・東松山市・吉見町・小川町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後18時まで

(3)事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none">・従業者と業務の管理を行います。・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常 勤 2人 非常勤 0人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常 勤 3人 非常勤 3人

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 利用料、その他の費用の額

(1)訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合(1～3割)に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.21円(7級地)

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満	1,664円	167円	333円	500円
	20分以上30分未満	2,491円	250円	499円	748円
	30分以上1時間未満	3,951円	396円	791円	1,186円
	1時間以上1時間30分未満	5,789円	579円	1,158円	1,737円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	837円 を加算	84円 を加算	168円 を加算	252円 を加算
生活援助	20分以上45分未満	1,827円	183円	366円	549円
	45分以上	2,246円	225円	450円	674円
	身体介護生活援助20分以上	663円	67円	133円	199円
	身体介護生活援助45分以上	1,327円	133円	266円	399円
	身体介護生活援助70分以上	1,990円	199円	398円	597円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.21円(7級地)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,021円	103円	205円	307円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,042円	205円	409円	613円
生活機能向上連携加算Ⅰ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等の助言に基づき、訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合(初回の訪問介護が行われた日の属する月)	1月につき 1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算Ⅱ	訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等とサービス提供責任者が同行訪問し、共同して訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合(初回の訪問介護から3か月間を限度)	1月につき 2,042円	205円	409円	613円

(2)交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり 15 円を請求します。

(3)キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

御利用の24時間前までに御連絡いただいた場合	無料
御利用の12時間前までに御連絡いただいた場合	当該基本料金の 30%の額
御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%の額

(4)その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1)請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

イ 請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。

(2)支払い方法等

ア 請求月の 30 日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・現金払い
- ・事業者が指定する口座への振り込み
- ・利用者が指定する口座からの自動振替

イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6 秘密の保持

(1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(2)利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませ
ん。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で
利用者の家族の個人情報を用いませ

(3)利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した
「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努め
ます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医
師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するととも
に、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:

保 険 名:

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

埼玉県国民健康保険団体連合会	介護福祉課苦情対応係	048-824-2568
熊谷市役所	長寿いきがい課	048-524-1402
深谷市役所	長寿福祉課	048-574-8544
東松山市役所	高齢介護課	0493-21-1460
吉見町役場	長寿福祉課	0493-53-0370
小川町役場	福祉介護課	0493-72-1221
大里広域市町圏組合	介護保険課	048-501-1330

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 新井 ベロニカ
電話番号	090-1815-3575
受付時間	午前 9 時から午後 18 時まで
受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

熊谷市	長寿いきがい課	048-524-1402
深谷市	長寿福祉課	048-574-8544
東松山市	高齢介護課	0493-21-1460
吉見町	長寿福祉課	0493-53-0370
小川町	福祉介護課	0493-72-1221
大里広域市町圏組合	介護保険課	048-501-1330
埼玉県国民健康保険団体連合会	介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

10 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 無

直近の実施日	2023年10月1日
評価機関名称	一般社団法人 ほほえみ
評価連絡先	hohoemihoumonkaigo@gmail.com

11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1)訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア 医療行為

イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供

エ 日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)

オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大掃除等)

(2)金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

指定訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県熊谷市押切 2645-15

法人名 一般社団法人 ほほえみ

代表者名 新井 ベロニカ

説明者

事業所名 訪問介護 ほほえみ

氏名 新井 ベロニカ 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印